

令和 8 年第 1 回臨時会会議録

令和 8 年第 1 回菊池市議会臨時会 会期日程表（会期 1 日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6 月 5 日	金	本 会 議	議会事務局長、臨時議長を報告 開会宣告、開議 仮議席の指定 議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 菊池養生園保健組合議会議員の選挙 菊池広域連合議会議員の選挙 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 市長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決 閉会宣告

令和 8 年 第 1 回菊池市議会臨時会会議録（目次）

6月5日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	9
2. 本日の会議に付した事件	10
3. 出席議員氏名	11
4. 欠席議員氏名	11
5. 説明のため出席した者の職氏名	11
6. 事務局職員出席者	12
7. 開 会	13
8. 開 議	16
9. 日程第1 仮議席の指定	16
休 憩	16
開 議	16
10. 日程第2 議事第2号 菊池市議会議長の選挙	16
休 憩	18
開 議	18
11. 追加議事日程（第1号の追加1）	18
日程第1 議席の指定	18
日程第2 会議録署名議員の指名	18
日程第3 会期の決定	18
日程第4 議事第3号 菊池市議会副議長の選挙	19
休 憩	20
開 議	20
日程第5 議事第4号 常任委員会委員の選任について	20
休 憩	21
開 議	21
日程第6 議事第5号 議会運営委員会委員の選任について	21
休 憩	21
開 議	21
日程第7 議事第6号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙	22
日程第8 議事第7号 菊池広域連合議会議員の選挙	22
日程第9 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
日程第10 議案第43号から議案第48号まで一括上程・説明・質疑	

・ 討論（議案第44号）	30
高崎匡史議員討論	30
・ 採決（議案第43号、議案第45号～議案第48号）	31
・ 採決（議案第44号）	31
日程第11 報告第1号から報告第5号まで一括上程・報告	
・ 質疑	31
荒木崇之議員質疑	34
○高島英輔市民環境部長答弁	34
荒木崇之議員質疑	34
○高島英輔市民環境部長答弁	35
日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	35
12. 閉 会	36

第 1 号

6 月 5 日

令和 8 年第 1 回菊池市議会臨時会

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議事第 2 号 菊池市議会議長の選挙



追加議事日程（第 1 号の追加 1）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議事第 3 号 菊池市議会副議長の選挙
- 第 5 議事第 4 号 常任委員会委員の選任について
- 第 6 議事第 5 号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 7 議事第 6 号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙
- 第 8 議事第 7 号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 第 9 議事第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 10 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 45 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 7 年度菊池市一般会計補正予算 第 16 号)
- 議案第 46 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第 6 号)
- 議案第 47 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 第 6 号)
- 議案第 48 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 8 年度菊池市一般会計補正予算 第 2 号)
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 11 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）

報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第5号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

一括上程・報告・質疑

第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議事第2号 菊池市議会議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 議事第3号 菊池市議会副議長の選挙

追加日程第5 議事第4号 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議事第5号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 議事第6号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙

追加日程第8 議事第7号 菊池広域連合議会議員の選挙

追加日程第9 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税条例の一部を改正する条例)

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第16号)

議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
第6号)

議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 第6
号)

議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和8年度菊池市一般会計補正予算 第2号)

一括上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第11 報告第1号 継続費繰越計算書について

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）

報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第5号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

一括上程・報告・質疑

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市	長	江頭	実
副市	長	藤井	一恵
政策企画部長		古庄	和彦

總 務 部 長	開 田 智 浩
市 民 環 境 部 長	高 島 英 輔
健 康 福 祉 部 長	古 吉 京 子
經 濟 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐 野 木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
總 務 課 長 兼 選 舉 管 理 委 員 會 事 務 局 長	稻 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 長	音 光 寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農 業 委 員 會 事 務 局 長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監 查 委 員 事 務 局 長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 會 係 長	西 住 剛
議 會 係	右 田 一 樹
議 會 係	横 枕 結 実

○高山賢一 議会事務局長 全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

私は、議会事務局長の高山と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、牧俊郎議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

牧俊郎議員は、議長席に御着席をお願いいたします。

[牧俊郎臨時議長 着席]

○
午前10時01分 開会

○牧俊郎 臨時議長 おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました牧俊郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いします。

ただいまから、令和8年第1回菊池市議会臨時会を開会します。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可したいと思います。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第1回菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

改選後の初議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今回の市議会議員選挙におきまして、御当選の栄誉に輝かれたことに、心よりお喜びを申し上げます。

これからの4年間、市民の負託に応えられ、市政の発展と住民福祉の向上のために活躍されますことを御祈念申し上げます。

現在、急速な少子高齢化と人口減少、デジタル化の進展、物価高など、社会情勢が大きく変化する中で、地域経済の活性化と持続可能な地域社会の実現に向けた課題が山積しております。

私たちは、これらの課題に対して戦略的に取り組みながら、人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくちを目指して、本市の市政運営に全力で努めてまいることがございます。

そのためには、民意を代表されます市議会と、私ども執行部とが、それぞれの立場で建設的な議論を重ねてまいることが非常に重要であると考えております。

議員各位におかれましては、本市が抱える様々な課題やニーズを解決していくため、私ども執行部と一丸となり、総合力での取組にぜひとも御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、去る6月2日に九州へ接近いたしました台風6号に伴う本市の被害状況について御報告をさせていただきます。

今回の台風接近に際しましては、本市におきましても、市内全域の被害状況等の情報収集に努めてまいりました。

一部倒木などの発生はあったものの、現在のところ、本市における大きな被害の発生は確認されていない状況でございます。

今後も、いつ発生するか分からない自然災害に対して、万全の体制で備えてまいり所存でございます。

以上、御報告をさせていただきます。

なお、改選後初めての議会でございますので、私の降壇の後、引き続き、副市長をはじめ職員の自己紹介をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

[自席]

○藤井一恵 副市長 自席にて失礼いたします。

副市長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

[自席]

○古庄和彦 政策企画部長 政策企画部長の古庄でございます。よろしくお願いいたします。

[自席]

○開田智浩 総務部長 総務部長の開田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○高島英輔 市民環境部長 市民環境部長の高島です。よろしくお願いいたします。

[自席]

○古吉京子 健康福祉部長 健康福祉部長の古吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○岩木健史 建設部長 建設部長の岩木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○松永哲也 経済部長 経済部長の松永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○上野重智 財政課長 財政課長の上野と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

○稲葉一郎 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 総務課長の稲葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○小澄秀之 市長公室長 市長公室長の小澄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○音光寺以章 教育長 教育長の音光寺です。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○松原憲一 教育部長 教育部長の松原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○田代誠也 水道局長 水道局長の田代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○古田十咲 農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の古田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○田代誠士 七城支所長 七城支所長の田代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○佐野木成俊 旭志支所長 旭志支所長の佐野木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○村木公昭 泗水支所長 泗水支所長の村木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

○高木智生 監査委員事務局長 監査委員事務局長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○
午前10時07分 開議

○牧俊郎 臨時議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 仮議席の指定

○牧俊郎 臨時議長 日程第1、議事進行上、仮議席を指定します。
仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。
ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前10時08分
開議 午前10時20分

○
○牧俊郎 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○
日程第2 議事第2号 菊池市議会議長の選挙

○牧俊郎 臨時議長 次に、日程第2、これより議長の選挙を行います。
選挙の方法は、投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○牧俊郎 臨時議長 ただいまの出席議員数は19名です。
次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に城太
志郎議員及び安武睦夫議員を指名します。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○牧俊郎 臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(配付漏れなし)

○牧俊郎 臨時議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

○牧俊郎 臨時議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。議長の選挙は、全員が候補者です。投票は単記無記名で
す。白票については無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名の記載をお願いしま

す。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[登壇]

○高山賢一 議会事務局長 1 番、高崎匡史議員。2 番、出口慎太郎議員。3 番、田崎奈々議員。4 番、菊池みどり議員。5 番、森山章議員。7 番、城太志郎議員。8 番、安武睦夫議員。9 番、古田浩敏議員。10 番、島春代議員。11 番、田中教之議員。12 番、東英俊議員。13 番、福島英徳議員。14 番、緒方哲郎議員。15 番、後藤英夫議員。16 番、水上隆光議員。17 番、荒木崇之議員。18 番、二ノ文伸元議員。19 番、木下雄二議員。最後に、臨時議長の牧俊郎議員、お願いいたします。

○牧俊郎 臨時議長 以上、19 名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○牧俊郎 臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○牧俊郎 臨時議長 開票を行います。城太志郎議員及び安武睦夫議員は、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○牧俊郎 臨時議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票数 18票。

無効投票数 1 票です。

有効投票中、後藤英夫議員 9 票。

牧俊郎議員 8 票。

田中教之議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。よって、後藤英夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました後藤英夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

後藤英夫議員、当選の承諾及び挨拶をお願いします。

[登壇]

○後藤英夫 議長 このたびはありがとうございました。

私たちの菊池市は、豊かな自然、農業という基盤を守りながら、周辺の自治体の急速な経済発展、社会情勢の変化などにより、変革を求められております。今、右往左往する世の中でございますが、しっかりやるべきことをしっかりと議員自身が自覚し、市民の声に耳を傾け、しっかりと市政に反映させていかなければならないと思います。それが二元代表制である我が菊池市議会の責任だと思っております。

しっかり来期は投票率が上がるように、議員一丸となって頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○牧俊郎 臨時議長 議長が選任されましたので、これをもちまして、臨時議長の職を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。後藤議長、議長席にお着き願います。

[牧俊郎臨時議長降壇自席へ 後藤英夫議長 着席]

○後藤英夫 議長 ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前10時38分

開議 午前10時47分

○
○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程に従いまして会議を進めます。

追加日程第1 議席の指定

○後藤英夫 議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席と指定します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、高崎匡史議員及び出口慎太郎議員を指名します。

追加日程第3 会期の決定

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○

追加日程第4 議事第3号 菊池市議会副議長の選挙

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○後藤英夫 議長 ただいまの出席議員数は19名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古田浩敏議員及び島春代議員を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○後藤英夫 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○後藤英夫 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

○後藤英夫 議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。副議長の選挙は、議長を除く全員が候補者です。投票は単記無記名で、白票については無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名の記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[登壇]

○高山賢一 議会事務局長 1番、高崎匡史議員。2番、出口慎太郎議員。3番、田崎奈々議員。4番、菊池みどり議員。5番、森山章議員。6番、牧俊郎議員。7番、城太志郎議員。8番、安武睦夫議員。9番、古田浩敏議員。10番、島春代議員。11番、田中教之議員。12番、東英俊議員。13番、福島英徳議員。14番、緒方哲郎議員。16番、水上隆光議員。17番、荒木崇之議員。18番、二ノ文伸元議員。19番、木下雄二議員。最後に、後藤議長、お願いいたします。

○後藤英夫 議長 以上、19名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○後藤英夫 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○後藤英夫 議長 開票を行います。古田浩敏議員及び島春代議員は、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○後藤英夫 議長 それでは、投票の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票数 18票。

無効投票数 1 票です。

有効投票中、田中教之議員 9 票。

東英俊議員 8 票。

牧俊郎議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。よって、田中教之議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

田中議員、当選の承諾及び挨拶をお願いします。

[登壇]

○田中教之 副議長 改めまして、当選させていただき、誠にありがとうございます。

非常に重責を感じております。後藤議長をしっかり支え、議員の皆様、そして市民の皆様としっかり議長がつながるようサポートしてまいりますので、どうか御指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時01分

開議 午後 3 時58分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

追加日程第5 議事第4号 常任委員会委員の選任について

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

総務文教・福祉厚生・経済建設・予算決算・議会広報広聴の各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員の名簿のとおり指名します。

ここで、各常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後3時58分

開議 午後3時58分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員長 安武睦夫議員

同 副委員長 東英俊議員

福祉厚生常任委員長 福島英徳議員

同 副委員長 島春代議員

経済建設常任委員長 古田浩敏議員

同 副委員長 城太志郎議員

予算決算常任委員長 水上隆光議員

同 副委員長 島春代議員

議会広報広聴常任委員長 緒方哲郎議員

同 副委員長 田崎奈々議員

以上です。

追加日程第6 議事第5号 議会運営委員会委員の選任について

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員の名簿のとおり指名します。

ここで、議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後4時00分

開議 午後4時00分

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第8、菊池広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、私、後藤英夫、田中教之議員、安武睦夫議員、緒方哲郎議員、荒木崇之議員、木下雄二議員を指名します。

お諮りします。私、後藤英夫、田中教之議員、安武睦夫議員、緒方哲郎議員、荒木崇之議員、木下雄二議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました、私、後藤英夫、田中教之議員、安武睦夫議員、緒方哲郎議員、荒木崇之議員、木下雄二議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、私、後藤英夫、田中教之議員、安武睦夫議員、緒方哲郎議員、荒木崇之議員、木下雄二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

○

追加日程第9 議事第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第9、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことで決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、福島英徳議員を指名します。

お諮りします。福島英徳議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました福島英徳議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された福島英徳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

○

追加日程第10 議案第43号から議案第48号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第10、議案第43号から議案第48号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

〔登壇〕

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

議案第43号から議案第48号までは、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

まず、議案第43号は、菊池市税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第44号は、菊池市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第45号から議案第47号までは、令和7年度の一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第48号は、令和8年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

〔登壇〕

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。

それでは、提案いたします議案第43号から議案第48号までにつきまして、一括して御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

タブレットの画面も反映できておりますでしょうか。

議案第43号は、菊池市税条例の一部改正でございます。

地方税法等の一部改正が、令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

4ページが、専決第5号専決処分書で、専決日は、令和8年3月31日でございます。

今回の改正の内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止及び固定資産税における免税点の引上げなどが主なものでございます。

改正内容について、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表の3ページをお願いします。

左が現行、右が改正案でございます。

主な改正内容を説明いたします。

第18条の3の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改正するものでございます。

7ページ下段から10ページ中段までの第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正、10ページ下段の第63条の改正は、固定資産税の免税点を法改正に合わせて、家屋について20万円を30万円に、償却資産について150万円を180万円に引き上げるもの、同じく10ページ下段の第80条から15ページ下段の第89条までの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、16ページ中段から18ページ中段までの第90条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正及び身体障害者等に対する軽自動車税の減免に関する規定の整備、19ページ中段の附則第6条の改正は、医療費控除特例の適用期限を延長するもの、19ページ下段から21ページ中段までの附則第7条の3及び附則第7条の3の2の改正は、法改正により住宅借入金等特別控除の規定の一部が削除されたことに伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正、22ページ上段の附則第8条の改正は、肉用牛売却に関する市民税の課税特例の適用期間を令和9年度までから令和12年度までに延長するもの、23ページ中段から29ページ上段までの附則第10条の2及び附則第10条の3の改正は、法改正に伴う引用条項のずれの修正、及び固定資産

税の減額の対象を、改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物に拡大するもの、30ページ中段から32ページ下段までの附則第10条の5の改正は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定の追加、33ページの附則第15条の2から37ページ下段の附則第16条の2までの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、37ページ下段の附則第16条の3から47ページの附則第20条の3までの改正は、法改正により住宅借入金等特別控除の規定の一部が削除されたことに伴う所要の整備を行うものでございます。

そのほか、引用条項のずれの修正及び字句の修正を行うものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日施行としており、その他必要な経過措置等を設けております。

次に、議案書に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

議案第44号は、菊池市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

地方税法施行令の一部改正が、令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

18ページが、専決第6号専決処分書で、専決日は、同じく令和8年3月31日でございます。

今回の改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額及び軽減措置の規定の追加などが主なものでございます。

改正内容について、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表の48ページをお願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。

主な改正内容を説明いたします。

第2条の改正は、第2項において、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げるもの、及び第5項において、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円と定めるものでございます。

48ページ下段から49ページ中段までの第23条の改正は、第1項において、低所得世帯に対する課税の減額措置に、子ども・子育て支援納付金課税額の減額を追加するもの、及び49ページ中段から51ページ中段までの改正は、7割軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額に対する軽減の規定を追加するもの、並びに、51ページ中段の改正は、5割軽減について、軽減判定基準額を30万5,000円から31万円に引き上げるとともに、52ページ下段の改正は、子ども・子育て支援納付金課税額

に対する軽減の規定を追加するもの、53ページから54ページ中段までの改正は、2割軽減について、軽減判定基準額を56万円から57万円に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に対する軽減の規定を追加するもの、54ページ中段から55ページ上段までの同条第2項の改正は、未就学児に対する減額措置に、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減の規定を追加するもの、55ページ上段から56ページ中段までの同条第3項の改正は、出産被保険者に対する減額措置に、子ども・子育て支援納付金課税額に対する軽減の規定を追加するもの、56ページ下段からの同条第4項の改正は、18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の軽減の規定を追加するもので、世帯の所得額による軽減判定基準額を引き上げることにより、保険税負担の公平性及び中低所得者世帯への負担軽減を図るものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日施行としており、その他必要な適用区分を定めております。

次に、議案書に戻っていただきまして、23ページをお願いいたします。

議案第45号、令和7年度一般会計補正予算（第16号）でございます。

令和7年度における地方交付税等の交付額確定に伴う歳入の増や、国・県補助金等の確定に伴う事業費の確定のほか、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更に、財源組替えなどの予算調整を行う必要があり、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

24ページが、専決第2号専決処分書で、専決日は、令和8年3月30日でございます。

27ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から3億7,485万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ320億5,956万4,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

36ページをお願いします。

3 枠目の目1 地方消費税交付金1億2,407万4,000円の増額は、交付額確定によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 地方交付税2億530万2,000円の増額は、特別交付税の交付額確定によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

1 枠目の目10 災害復旧費国庫補助金4億1,005万5,000円の減額は、主に令和7年

8月の豪雨により被災しました農地及び農業用施設の復旧に係る国庫補助金の交付が令和8年度となるため、財源の組替えを行うものでございます。

4 枠目の目2 総務費県補助金3,485万5,000円の減額は、主に物価高騰対応生活者支援交付金の減でございまして、令和8年3月議会で議決をいただきましたLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金について、補助金の交付が令和8年度となるため、財源の組替えを行うものでございます。

42ページをお願いいたします。

2 枠目の目2 総務費寄附金1,476万7,000円の増額は、がんばるふるさと菊池応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の寄附額確定によるものでございます。

3 枠目の目1 財政調整基金繰入金4億6,127万9,000円の増額につきましては、補正予算の財源調整でございます。

43ページをお願いします。

2 枠目から45ページにかけての款22市債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、交付税措置がない起債の借入れを一部にとどめたことによる減額でございまして、合計で6億4,890万円の減となっております。

続きまして、歳出について、主なものを御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

1 枠目下段の目9 地域振興費のうち、上段のふるさと納税促進事業1,438万9,000円の増額は、がんばるふるさと菊池応援寄附金の確定に伴う基金積立額の増でございます。

57ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 林業総務費146万8,000円の増額は、森林環境譲与税充当事業の事業費確定に伴う基金積立額の増でございます。

ページ戻りまして、32ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、歳入の市債で説明しました同様の内容で、表記載のとおり、全体で6億4,890万円の減額となっております。

次に、67ページをお願いします。

議案第46号は、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

68ページが、専決第3号専決処分書で、専決日は、同じく令和8年3月30日でございます。

70ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から6億512万円を減額し、補正後の予算の総額を歳

入歳出それぞれ57億2,933万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に事業費の確定及び普通交付金の確定によるものでございます。

次に、79ページをお願いします。

議案第47号は、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

80ページが、専決第4号専決処分書で、専決日は、同じく令和8年3月30日でございます。

82ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1,763万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,723万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に事業費の確定及び調整交付金や地域支援事業交付金の確定によるものでございます。

次に、87ページをお願いいたします。

議案第48号は、令和8年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和8年度の機構改革に伴い、4月1日から事務を円滑に執行するための予算の組替えを行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

88ページが、専決第7号専決処分書で、専決日は、令和8年4月1日でございます。

90ページをお願いいたします。

今回の補正は、経済部にまちなか創造課を新設したことに伴い、担当事務の調整を行うための予算の組替えでございまして、歳入歳出予算額の増減はございません。

まず、歳出について、事項別明細により御説明をいたします。

94ページをお願いします。

1 枠目の目8企画費420万2,000円の減額は、まちなかデザイン会議に関する事務を市長公室からまちなか創造課へ移管したことによるものでございます。

2 枠目の目1商工総務費16万5,000円の減額は、機構改革に合わせて経済部内の業務の調整を行い、グルメ推進事業を商工振興課から観光振興課へ移管したことによるものでございます。

同じく、目2商工業振興費2,230万円の減額は、空き店舗対策事業及びわいふ一番館整備事業を商工振興課からまちなか創造課へ移管したことによるものでございます。

同じく、目4観光費のうち、95ページの中段にかけて観光プロモーション事業、

1億6,365万円の減額は、温泉街リブランディング事業や、観光地域づくり推進事業に関するものを、観光振興課からまちなか創造課へ移管したことによるもの、及び先ほど説明をいたしましたグルメ推進事業の移管によるものでございます。

95ページ中段から96ページまでのまちなか創造事業、1億9,031万7,000円の増額は、まちなか創造課への各事業の移管による増額でございます。

なお、歳入予算につきましては、予算科目が同一で同額であるため表記されておりませんが、今回の事業移管に合わせまして、事業の財源となる地域未来交付金及び地方債について、まちなか創造課へ所管部署の変更を行っております。

以上、議案第43号から議案第48号までの説明とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第43号から議案第48号までの6議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高崎匡史議員。

〔登壇〕

○1番 高崎匡史 議員 議席番号1番、日本共産党の高崎匡史です。

私は、議案第44号、専決処分（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国保税の上限額を引き上げることで、今回の改正で基礎課税分、国保医療給付費分の上限額が66万円から67万円に引き上げられました。この上限額引上げは、国保税の負担増につながることを認めることはできません。高過ぎる国保税は引上げこそが必要です。値上げなど絶対にしてはなりません。

以上の理由から、議案第44号に反対します。

以上で討論を終わります。

○後藤英夫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第43号から議案第48号までについて採決します。

ただいま討論がありました議案第44号を除き、採決します。

お諮りします。議案第43号及び議案第45号から議案第48号までについて、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号及び議案第45号から議案第48号までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第44号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

追加日程第11 報告第1号から報告第5号まで一括上程・報告・質疑

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第11、報告第1号から報告第5号までの5案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、報告第1号から報告第5号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書は97ページをお願いいたします。

タブレット画面は反映できておりますでしょうか。

報告第1号、一般会計の継続費繰越計算書についてでございます。

令和7年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

98ページが、令和7年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は、菊池温泉街景観ガイドライン策定事業、玉祥寺橋架替事業及び総合体育館施設整備事業の3件でございます。

右から5列目の翌年度通次繰越額の合計は、2,204万2,000円となっております。

令和7年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、逡次繰越しして使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、99ページをお願いします。

報告第2号、一般会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和7年度から令和8年度へ明許繰越しを行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告をするものでございます。

100ページ及び101ページが、令和7年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越件数は記載の28件、右から4列目の翌年度繰越額の合計は17億9,330万4,000円となっております。

繰越しの主な要因につきましては、国の補正予算による事業であり、年度内での事業完了が困難であるもの、関係機関との協議、工法の選定、事業費の算出等に不測の日数を要したもの、事業の適正工期を確保するために年度内での事業完了が困難であるもの、資材調達や人員確保等に不測の日数を要したものなどでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

報告第3号、下水道事業会計の繰越計算書についてでございます。

下水道事業会計において、地方公営企業法の規定により、令和7年度から令和8年度へ予算繰越しを行いましたので、議会に報告するものでございます。

104ページが、令和7年度下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

まず、上段の地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額について、繰越件数は、令和7年度菊池市浄水センター改築更新事業及び令和7年度七城中央浄化センター耐水化事業の2件でございます。

中ほどの翌年度繰越額の合計は、5,482万9,000円となっております。

繰越しの要因につきましては、日本下水道事業団に工事を委託している事業において、入札不落により、工事の仕様変更及び協議に不測の日数を要したものと並びに適正工期が確保できず、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、下段の地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額について、繰越件数は、令和6年度菊池市浄水センター改築更新事業の1件、中ほどの翌年度繰越額は、3億6,787万円となっております。

繰越しの要因につきましては、同じく、日本下水道事業団に工事の委託をしている事業において、本工事の1期工事で追加施工が必要となったため、不測の日数を要し、2期工事に着手できず、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告については、次の106ページが、専決第8号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和8年4月2日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和8年1月14日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道篠倉学校1号線において、相手方所有の原動機付自転車が通行した際、雨等の影響により周囲の砂利が流れ路面上に露出していた本市水道施設の仕切弁ボックスに接触し、転倒した際に、相手方車両の右側面等を損傷する損害を与えたものでございます。

市の過失割合は50%、損害賠償の額は3万1,477円、その他の決定事項は記載のとおりでございます。

ここで、報告第4号の資料をお願いいたします。

〔「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午後4時36分

開議 午後4時36分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○開田智浩 総務部長 画面に報告第4号の資料を掲載しております。

上段が、事故が発生した市道篠倉学校1号線の位置図、下段が、当該事故に関する状況写真でございますので、御確認をお願いしたいと思います。

次に、議案書に戻っていただきまして、107ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告については、次の108ページが、専決第9号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和8年5月13日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和8年4月14日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道西谷線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、右側前輪のタイヤを損傷する損害を与えたものでございます。

市の過失割合は60%、損害賠償の額は3,630円、その他の決定事項は記載のとおりでございます。

報告第5号の資料を画面上に掲載します。

上段が、事故が発生した市道西谷線の位置図、下段が、当該事故に関する状況写真でございますので、御確認をお願いいたします。

以上、報告第1号から報告第5号までの報告とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 お疲れのところ、申し訳ございません。

令和7年度の繰越明許についてお尋ねしたいんですけども、100ページになります。

クリーンセンター跡地の倉庫改修工事というのが、国庫支出金も入っていないくて、地方債もない。中段になりますけど、10番目になりますけど、なのに、遅れている理由、そこを教えてくださいなと。791万8,000円ですので、そんなに高くない工事なのに、どうしてそんなに遅れているのかというところを、もともと緊急性があって、やろうとしていたと思うんですけども、そのやろうとしていた内容もついでに教えてください。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。

クリーンセンター跡地の倉庫改修の件ですけれども、ここを指定ごみの保管施設に改修するためにやっている工事ですけれども、以前がエコヴィレッジの倉庫にしていたものですけれども、これが契約のほうが遅くなっておりまして、年度内に終わることができなかったというものでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 荒木議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 すみません、再質問をするところではなかったんですけども、お尋ねしますけど、今、御存じのとおり、もう資材が高騰してしまっていて、この金額で、じゃあ間違いなく間に合うのかというところになりますけども、補正とかは出されないんですよね。もうこの金額内でやるというところで間違いなのかと、大体いつぐらいを、RDFのところを、指定ごみ置場のところで緊急性があったからやったんですよね。だから早くやらないといけないけど、遅れるということでもありますけども、年度内でやれるのか、8年度内でやれるのか、それと補正とかの考えはないのか、その2点をお尋ねします。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

補正はもう行いません。工事のほうは、もうしばらくすると終わるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○後藤英夫 議長 次に、追加日程第12、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報広聴常任委員会

- 1 議会広報・広聴に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務調査事項について、お手元に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事

件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第1回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午後4時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会臨時議長 牧 俊 郎

菊池市議会議長 後 藤 英 夫

菊池市議会議員 高 崎 匡 史

菊池市議会議員 出 口 慎太郎

付 録

令和 8 年第 1 回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(6 月 5 日議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第45号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和 7 年度菊池市一般会計補正予算 第16号)	原案承認
議案第46号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第 6 号)	原案承認
議案第47号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 第 6 号)	原案承認
議案第48号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和 8 年度菊池市一般会計補正予算 第 2 号)	原案承認
議 事		
議事第 2 号	菊池市議会議長の選挙	1 人選挙
議事第 3 号	菊池市議会副議長の選挙	1 人選挙
議事第 4 号	常任委員会委員の選任について	19人選任
議事第 5 号	議会運営委員会委員の選任について	6 人選任
議事第 6 号	菊池養生園保健組合議会議員の選挙	4 人選挙
議事第 7 号	菊池広域連合議会議員の選挙	6 人選挙
議事第 8 号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 人選挙

議 案 番 号	件 名	審議結果
報 告		
報告第1号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第3号	繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）	原案報告
報告第4号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第5号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告